

地方自治体の資金調達・運用等に関する研修会を実施しました

平成26年8月4日(月)、県、市町および一部事務組合の資金借入れ担当職員を対象に、自治体の資金調達・運用をテーマとする研修会を開催しました。

概要は次のとおりです。

記

- 1 日 時 平成26年8月4日(月) 13:30～15:30
- 2 場 所 県庁地下1階 正庁
- 3 講 師 地方公共団体金融機構
自治体ファイナンス・アドバイザー 倉持 弥一氏
自治体ファイナンス・アドバイザー 松浦 拓也氏
- 4 テーマ 地方債の借入交渉(金利見直し/入札方式と相対交渉方式)
自治体の資金運用総論
- 5 参加者 県・市町・一部事務組合の資金借入れ担当者 約40名
- 6 その他 今回の研修会は、地方公共団体金融機構(地方公共団体に対し公的資金の貸付を行う機関)が、地方支援業務の一環として実施している「出前講座」を活用して実施しました。

7 主な講座内容

- ・入札方式では透明性が確保されるメリットがある、一方相対交渉方式では安定した資金調達が可能となるメリットがある。自治体は「資金調達コストの低減」と「資金の安定調達」の最適なバランスを模索する必要がある。
- ・一般会計、企業会計、外郭団体等との間で資金過不足を融通しあうグループファイナンスも、資金の効率的運用に資するものと考えられる。
- ・専門知識や設備(リアルタイム情報提供サービスなど)に乏しい自治体においては、将来の金利を予測する必要のないキャッシュフロー・マッチングやラダー運用の活用も検討すべき。

